

平成26年7月9日
航空局

航空安全情報自発報告制度(略称:VOICES)の運用を開始

- 航空の更なる安全性の向上のため、新たに(※1)、航空安全情報自発報告制度(略称:VOICES(※2))の運用を、7月10日から開始します。
- 特定の分野に限らず広く官民の航空活動に直接携わる方又は組織から自発的に報告頂いた「ヒヤリ・ハット経験」が、専門家の分析を経て、関係者と共有されることにより、航空事故等の予防的対策に役立てられます。
- 皆様から本制度の運営者(ATEC)への積極的な安全情報の提供を、お願い致します。

(※1) 民間航空の安全に関する情報の報告制度としては、以前から、事故等の再発防止のために、航空事故、事故のおそれのある事態及びその他の安全上の支障を及ぼす事態が発生した場合に、事業者等に国への報告を義務付ける制度があります。国際民間航空条約は、締結国に対し、義務報告制度では捕捉しにくい安全情報を収集・分析・関係者と共有するため、自発的な報告制度を確立することを求めています。

(※2) VOLuntary Information Contributory to Enhancement of the Safety の略

本制度は、航空関係事業者等より安全情報を自発的に報告して頂くものであるため、報告された情報に基づき航空局より報告者等に不利益処分等が行われる懸念を排除する必要があります。

このため、本制度は、**公益財団法人航空輸送技術研究センター(ATEC)が、独立して運営**を行うこととしております。

ATECでは、収集された安全情報について、個人・会社名等が特定されないよう秘匿化したうえ、分析等を行い、必要に応じ航空局へ安全対策等の提言を行います。

本制度の運用の詳細については、添付の「航空安全情報自発報告制度の運用の概要」及び「航空安全情報自発報告制度について」をご参照ください。

【添付資料】

- ・「航空安全情報自発報告制度の運用の概要」
- ・「航空安全情報自発報告制度について」(ATEC作成)

【お問い合わせ先】

国土交通省 航空局 安全部 安全企画課 中林、宮川

TEL : 03-5253-8111 (内線 48298、48160) 直通 03-5253-8696 FAX 03-3580-5233